

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

品川区は、平成30年に子ども・若者計画を策定し、次代の社会を担い、将来の品川区の発展の礎となる子ども・若者の健やかな成長を願い、各分野の施策において、様々な取り組みを行ってきました。

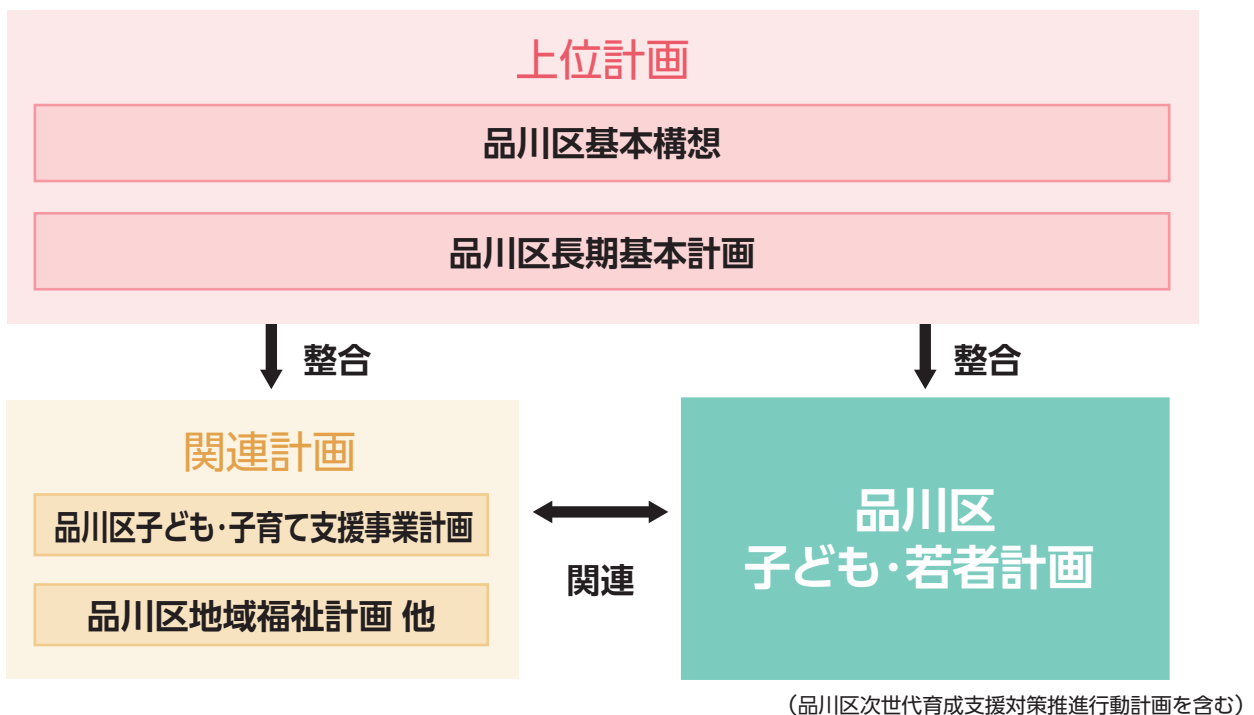
一方で、5年間の計画期間中においても、家族構成やライフスタイルの多様化など、子ども・若者をめぐる環境の変化はとどまることはなく、社会生活を営む上での困難やさまざまな課題が複合化・複雑化することにより、深刻な状況に直面している子ども・若者が依然として存在します。

また、こども家庭庁の設置やこども基本法の施行など、国の新しい動きを踏まえた取り組みも必要とされています。

こうした状況を踏まえ、品川区は、家庭や地域とともに、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるよう支援施策の一層の推進を図るため、「品川区子ども・若者計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく、「品川区子ども・若者計画」です。
- 品川区基本構想や品川区長期基本計画のもと、「子供・若者育成支援推進大綱（内閣府）」や「東京都子供・若者計画」、「品川区子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、今後の施策の枠組みづくりを推進します。



3 計画の対象

- 0歳から30歳未満の子ども・若者

※施策によっては、40歳未満のポスト青年期も対象とします。

乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳	40歳
	子ども・若者計画	0歳~30歳未満			
	子ども				
			若者		

用語解説^(注)

- ・子ども 乳幼児、学童期および思春期の者です。
- ・若者 思春期、青年期の者です。
(※施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。)
- ・乳幼児期 義務教育年齢に達するまでの者です。
- ・学童期 小学生の者です。
- ・思春期 中学生からおおむね18歳までの者です。
※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
- ・青年期 おおむね18歳から30歳未満の者です。
- ・ポスト青年期 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で、困難を有する、40歳未満の者です。

注：内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

4 計画期間

- 本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。
- 社会情勢の変化および国や東京都の動向などを踏まえた上で、適時見直しを行います。